# 広報 いずみざき

昭和55年11月５日発行　（第１６０号）　編 集・泉崎村役場総務課　印 刷・野木印刷所


**村作り五原則**

一、互いに仲良く助け合い、明るい村を作りましょう。
一、教養を深め、文化のかおり高い村を作りましょう。
一、環境を整え、健康で清潔な村を作りましょう。
一、勤労に励み、豊かな村を作りましょう。
一、きまりを守り心を合わせて平和な村を作りましょう。

## 秋晴れの中、熱戦展開

## 村民体育祭

### ―関和久支部優勝―

十月五日「躍進・融和・団結」を目標に、第二十五回村民体育祭が開かれました。村の成長とともに本大会も定着し、今では村のミニ・国体のようになってきました。

秋晴れの中、関和久支部が優勝しました。

なお、この二十五年間変わりない種目は綱引きと紅白玉入れだけです。

**今月の主な記事**


2ページ…年金受給者が死亡したときすぐに届けましょう。
6:40キャラバン13日泉崎村を放映
3ページ…銃砲刀剣類の所持保管基準が厳しくなる。
4ページ…屋体使用するときは使用料がかかります。
健康ひとくち
5ページ…地籍調査による杭打ちについて
6ページ…わたしたちのこくほ
7ページ…公民館だより・学園だより
8ページ…税務署だより、おいわい・おめでた・おくやみ、年賀状の準備はお早めに


**11月号**

＜村民のうごき＞　世帯数 1,222　人口 5,519人　男 2,751人　女 2,768人

# 受給者が死亡したときは すぐに届けましょう!!

## 年金

厚生年金保険、国民年金または船員保険の年金の受給者が死亡したときは、遺族の方はすみやかに「年金受給権者死亡届」を提出してください。

この届出が遅れますと、死亡後も年金が支払われ、後日、遺族の方に死亡後に支払った年金を返納してもらうことになりますので、できるだけ早く届出が必要です。

なお、死亡した方に支払われずに残っている場合には、遺族の方に「未支給年金」として支払われます。「未支給年金」をうけることができる遺族の方は、年金受給者の死亡当時、その受給者といっしょに生活をしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟、姉妹で、この順序で先順位の方に支払われます。

「未支給年金」をうけるためには、「未支給保険給付請求書」国民年金の場合は「未支給年金支給請求書」を提出する必要があります。

提出先はうけていた年金によって次のとおりです。

①厚生年金……近くの社会保険事務所

②国民年金……住所地の市役所、町村役場

③船員保険……近くの社会保険事務所

## 工場誘致で二社進出

### 松竹無線電機㈱ 株式会社エービー

かねてより工業導入地区への企業誘致作業を進めておりましたが、この度「松竹無線電機株式会社」「株式会社エービー」の二社の立地が決定し松竹無線電機㈱の方は九月十二日に用地整備を始めいよいよ建築の運びとなった。これも村民各位の御理解と御協力に依るものと、紙上をお借りして御礼申し上げます。尚今後ともよろしく御協力お願い申し上げます。

会社の概要

『松竹無線電機株式会社』

設立　昭和二十一年四月

資本金　一、五〇〇万円

本社　東京都荒川区西尾久三―十六―二十二

新工場　泉崎村大字泉崎字上狐山地内

敷地面積　一〇、〇六四㎡

生産品目　カーラジオ・カーステレオ用チューヨク及び変成器類

操業予定日　昭和五十六年三月

雇用者数　当初一〇名程度で九割が女子で他に外注（内職）もある。

松竹無線電機㈱敷地造成

『株式会社エービー』

設立　昭和二十六年四月

資本金　六、七〇〇万円

本社　東京都太田区北千束一―三九―二二

新工場　泉崎村大字泉崎字上狐山地内

敷地面積　二八、二一八㎡

生産品目　プラスチック金型

操業予定日　昭和五十八年四月

雇用者数　当初三〇名程度で九割が若年男子である。

先般、㈱エービー様より村に時計の寄贈があり、泉崎村立病院に備えつけましたので御報告申し上げるとともに御礼申し上げます。

NHK総合テレビ

## 640キャラバン 泉崎村を取材

13日 午後6：40

### 村立病院・峠節保存会など紹介

### 幼稚園は十四日の朝、放映する。

NHK福島放送局は十一月十三日、泉崎村の村立病院、峠節保存会、幼稚園などを取材する。これはNHKが夜の六時四十分からの「きょうの福島」で放映している番組です。

また十四日、朝七時二十五分からのニュースワイドでは、烏峠からの眺望を生中継、幼稚園は録画で放映します。

# 十月臨時議会より

十月臨時議会は二十日に招集され五件の議案が提案された。特に今度の議会は冷害によってはなはだしい被害を受けたものに対する村民税、国保税の減免の措置、又予算では救農土木事業を行なうためのものです。これら五件の議案は審議の結果原案どおり可決されました。

○学校施設等の使用料条例の制定について

この条例は学校の屋内運動場を使用するときに使用料をとるもので十一月一日より実施されます。

○泉崎村東地区工場団地及び分譲住宅地の造成について

関平地区の振興を画るため工場団地、分譲住宅地の造成など促進するため、

○昭和五十五年度泉崎村立病院事業会計補正予算

このほど診療所より病院になって医療の充実が図られたことについて、これら関係者に御礼方々開院式を行なうための補正である。

○昭和五十五年度一般会計補正予算

これは冷害により被害を受けた方々たちの救済をするため救農土木事業を行なうためで、四千五百万円の補正を行なった。

## 村税に関する相談日

毎月第3木曜日

時間　午前10時～午後3時

場所　役場応接室

## 冷害による減免 （村民税・国保税）!!

減免の申請（後日送付）により役場では被災者に対して村民税・国保税の減免を行いますので該当する方は申請書を提出して下さい。

※申請書について詳しいことは税務課まで問い合わせ下さい!!

## 今月の納税

・固定資産税―第3期

・国民年金―第3期

11月29日までに納めて下さい。

飲む酒に待っているのは血の世界　（運転者向け）

《11月15日狩猟解禁日》

# 銃砲刀剣類の所持・保管基準が厳しくなりました

十一月十五日は狩猟解禁の日です。ハンターのみなさんにとっては待ちに待った季節ですが、銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正され、所持許可の基準がこれまでより厳しくなり（五十五年六月二十一日から実施）、新たに保管の基準が定められた（同十一月二十一日から実施）のをご存じですか。

とり返しのつかない事故を起こさないためにも、改正点の主な内容をぜひ知っておいてください。

## ①所持の許可基準が整備されました

▽虚偽の申請者は不許可

◆銃砲・刀剣類を所持するために必要な許可申請書や添付書類中に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載が欠けている場合は、許可されないことになりました。（虚偽の記載をした場合、十万円以下の罰金に処せられます）

▽凶悪犯は十年間不許可

◆銃砲・刀剣類を使って、殺人、傷害、強盗、恐喝、人質による強要行為など、死刑または無期もしくは三年以上の懲役・禁固にあたる凶悪な罪を犯した者は、その罪を犯した日から十年間、猟銃を所持することができなくなりました。

▽不法所持者は刑了後も五年間不許可

◆銃砲・刀剣類の所持許可の取消処分を受けた者及びこれらを不法に所持をしていた者は、処分または刑了後五年間は許可されないことになりました。

## ②技能検定や射撃教習を受けるためだけに猟銃を所持することはできなくなりました

技能検定を受ける場合は、都道府県公安委員会が指定する猟銃、また、射撃教習を受ける場合には教習射撃場に備えつけられた猟銃を、それぞれ使わなければならないことになり、それ以外の猟銃は所持できなくなりました。

これは、猟銃の取り扱いが不慣れな段階にある初心者には、自分の猟銃をもつことが危険なためです。

## ③銃砲の保管に関する規制が強化されました

銃砲の盗難が多く発生しているため保管設備やその方法などについて新たに総理府令で定め、これに基づいて保管しなければならないことになりました。

この保管に違反しているとみられるような場合、公安委員会による立入り検査が行われることもあります。

## ④三年以上使っていない猟銃は所持許可が取り消されます

猟銃または空気銃について所持の許可をうけてから、三年以上使っていないと認められるときは、その許可が取り消されることになりました。

これは危害予防のうえからも不必要な猟銃をできるだけ排除しようという考え方にたってのことです。

取締法の改正について、詳しくお知りになりたい方は、最寄りの警察署にお問い合わせください。

〈注〉北海道は10月1日から狩猟解禁です。

はみだすな　良い子の道は　白い線　　（こども向け）

# 交通事故で困っている方は ご遠慮なく相談を

社団法人日本損害保険協会では「自動車保険請求相談センター」を設け、専門の相談員が親身になって交通事故による、自賠(強制)任意を問わず、自動車保険の請求手続きや、交通事故の解決方法等のご相談に応じています。

また、同相談センター委嘱の弁護士が毎週木曜日に複雑な法律上のご相談にお答えしています。

相談は一切無料ですからご遠慮なくご利用下さい。

●場　所
福島市大町七―二五　七十七ビル五階　自動車保険料率算定会　福島調査事務所内　福島自動車保険請求相談センター　電話・福島(〇二四五)二三―三四七七又は二一―一二九五

●相談時間
平日　九時三十分～十六時三十分
土曜日，九時三十分～十二時

●弁護士相談日
毎週木曜日　十三時～十六時、但し木曜日が休日にあたる場合は金曜日

# 学校屋体を使うときは使用料がかかります

十一月一日より、学校体育施設を使用するときは、次のとおり使用料が、かかります。

※中学校屋体が十一月一日より使用できます。

| 学校施設等の名称 | 単位 | 使用料 | |
|---|---|---|---|
| | | 施設のみ使用の場合 | 施設と照明設備をあわせて使用する場合 |
| 泉崎第一小学校屋内運動場 | 一時間ごとに | 無料 | 五〇〇円 |
| 泉崎第二小学校屋内運動場 | 一時間ごとに | 無料 | 二〇〇円 |
| 泉崎中学校屋内運動場 | 一時間ごとに | 無料 | 二〇〇円 |

備考　使用時間が三十分単位になる場合は一時間当り使用料の半額とする。

## 無料人権相談所

**人権週間　12月4日～12月10日**

次の様な困りごと、もめごと、なやみごとをお持ちの方は気がるにおでかけください。

相談は、人権擁護委員、法務局職員が担当して、個別にうかがい内容はすべて秘密にします。

○名誉、信用、差別待偶、酷使虐待、強制、圧迫、ばい煙、騒音、悪臭による被害などの人権侵害問題
○結婚、離婚、親子、扶養、相続などの家事問題
○その他、刑事、行政、税務、労働などに関する問題

なお、当村では次の日程でご相談に応じます。

□　相談日　昭和55年11月28日（金）
　　午前10時～午後3時
□　場　所　泉崎村中央公民館
□　人権擁護委員　穂積国夫
　　吉田四郎

# 最低賃金（地域最賃）が改正されました

福島県最低賃金（地域最賃）が昭和五十五年十月十六日から次のとおり改正されました。

この最低賃金は福島県内の事業場で使用されるすべての労働者に適用されますので、使用者は労働者に対してこの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

**最低賃金額**

一日　二、五八三円
一時間　三二三円
（賃金が時間によって定められたもの）

**※除外賃金**
精皆勤手当
通勤手当
家族手当

くわしくは福島労働基準局賃金課　電話(〇二四五)三四―一一一一又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

# 健康管理 ひとくち

〈野菜は煮てもいいからもっと食べましょう。〉

キャベツやレタスは生で食べるものと思いがちですが、生で食べるといかにもたくさん食べたつもりでも水分が九〇%、残り一〇%ぐらいが、繊維や灰分やたんぱく質で、ビタミンは何ミリグラムといった程度だといわれています。

つまり、ほんのちょっぴりしか食べられないということです。

生野菜を炒めたり、煮るとサラダボウル一杯の生野菜が、一皿小鉢一杯程度の量に減りますから、二皿でも三皿でもおかわりできます。

さて、野菜は煮てしまったらビタミンCなどの微量栄養素は減ったりなくなってしまうものでしょうか。表は何種類かの野菜をとり出して「生」と「ゆでたもの」を比較したものです。

ピーマンは生で八〇mgのCが油炒めで八〇mgとこわれていませんし、カロチンは炒めて量が減っているので生の一〇〇gで二七〇μgだったものが、油炒めの一〇〇gでは四四〇μgもとれることになります。(カロチンは、体に吸収されるとビタミンAの効力を示す。)

野菜は、煮ても、炒めても、揚げても、焼いても、それぞれじょうずな利用法があります。

これからの寒い季節に、かぜ予防のためにも、野菜をたくさん食べましょう。

**野菜の生と加熱したものの主な栄養価**

(3訂補日本食品標準成分表から)

| 食品名 | 可食部100g当り カロリー kcal | 水分 g | たんぱく質 g | 脂肪 g | ビタミンA カロチン μg | ビタミンA 効力 IU | ビタミンC mg |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| キャベツ(生) 100g | 24 | 92.4 | 1.3 | 0.6 | 18 | 10 | 41 |
| (ゆで) 100g | 24 | 92.7 | 1.2 | 0.4 | 20 | 11 | 24 |
| ピーマン(生) 100g | 21 | 93.5 | 1.9 | 0.5 | 270 | 150 | 80 |
| (油炒め) 100g | 60 | 88.6 | 1.0 | 0.5 | 440 | 240 | 80 |
| にんじん(生) 100g | 32 | 90.4 | 1.2 | 1.1 | 7,300 | 4,100 | 6 |
| (ゆで) 100g | 36 | 89.4 | 1.3 | 1.1 | 8,300 | 4,600 | 5 |
| アスパラガス(生) 100g | 20 | 93.1 | 1.9 | 0.7 | 340 | 190 | 12 |
| (ゆで) 100g | 21 | 93.2 | 1.7 | 0.6 | 350 | 190 | 8 |

気をつけろ　四ツ角・三ツ角・まがり角　（歩行者向け）

## "地籍調査による杭打ちについて"

昭和五十五年度の地籍調査の実施地区は左記のとおりです。

大字北平山字高柳、行方地、ミト内、堂ノ下、道下前、中島、竹の内、観音山前屋敷、薬師堂、庚申山、古内、新釜、堂ノ入山、前山、雷神前、越田、堂ノ上

薬師山、下ノ前、山寺、古内

大字関和久字中宿、木野内、木野内山、古寺、向源六。

調査にあたっては、一筆ごとの土地の界或いは曲角に杭を打っていただきます。今回堂ノ下の一部の地区については一筆地を終了しましたが、十一月中旬ごろには山間部の現地確認の調査を行ないますので事前に土地の境界の刈払し杭打ちを行なってください。

なお道路、水路の杭打ちについては地区の地籍調査協力委員の皆さんが計画を立てて行ないますので隣地の土地所有者のご協力をお願いいたします。

## 児童扶養手当を受けるには!!

児童扶養手当とは、父親がいない子どもや父親が身体や精神に重い障害のあるとき、又は死亡したり、行方不明などのために父親と一緒に生活ができない子どもが、りっぱに成長するよう国が手当を支給するものです。

**対象となる児童は**

☆18歳未満の児童で次のいずれかにあてはまる場合です。

（からだに障害のある子どもは二十歳までみとめられます。）

一、父母が離婚した家庭で母に育てられている子ども

二、父が死亡した子ども（母子年金、母子福祉年金、遺族年金がもらえない人にかぎります。）

三、体が不自由な父をもつ子ども（父親の障害年金給付金の加算対象になっていない子供のとき）

四、父の行方が一年以上わからない子ども

六、父が一年以上刑務所などにはいっている子ども

七、父がだれだかわからない子ども

八、父も母もいなくて、おじいさん、おばあさん、おじさん、おばさんなどとくらしている子ども

**手当が支給される人は**

一、手当の支給の対象となる子どもを育てている母親

二、手当の支給の対象となる子どもが母親以外のものに養育されている場合には、その養育者

**特別児童扶養手当とは**

家庭で養育されている身体や精神に障害のある子どもに国が手当を支給して、少しでも子どものしあわせを高め、生活を豊かにしようとするものです。

**対象となる児童は**

☆身心に障害のある二十歳未満の児童で、次のいずれかにあてはまる場合です。

一、外部障害の子ども（もう・ろうあ・肢体不自由等）

二、内部障害の子ども（結核性疾患、血液疾患、諸内臓障害）

三、精神に障害のある子ども（精神病、てんかん、そううつ症等）

四、精神と身体の両方に障害のある子ども

**手当が支給される人は**

一、手当の支給の対象となる子どもが父母以外のものに養育されている場合には、その養育者

又は母

二、手当の支給の対象となる子どもが父母以外のものに養育されている場合には、その養育者

## 十一月十一～十七日 税を知る週間

国や地方公共団体では、国民が豊かで幸福な生活ができるように社会福祉の充実や住宅の建設など幅広い活動を行っています。

税金は、このような活動の大切な財源であり、私たちの日常生活においても、いろいろな面でかかわりがあります。

このように身近な税金について、その仕組みや使いみちなどを、国民の皆さんに正しく知っていただくために、国税庁、国税局、税務署では十一月十一日から十七日までを「税を知る週間」として「税の相談」、「税の座談会」「租税教室」「税金展」などの行事を行います。

下請事業者のみなさんへ

## 親事業者に不当な取引を強いられていませんか

中小企業――なかでも下請事業者のみなさんは、特定の親事業者に依存して経営を行っていることから、代金の支払い遅れや不当な値引・買いたたきなど、不利な条件を強いられることが少なくないと思われます。

このような不公正な取引条件をなくし、下請事業者のみなさんを保護するために設けられているのが「下請代金支払遅延等防止法」です。

この法律は、親事業者が下請事業者に対して、取引上守るべきことを次のように定め、これらに違反した場合、国は親事業者への立入り検査を行い、改善するよう指導しています。

①物品の受取りを不当に拒否してはならない。

②下請代金は、納品された日から六十日以内に支払わなければならない。

③下請代金を不当に値引してはならない。

④受取った品物を不当に返品してはならない。

⑤同じ種類または類似の品物に比べて、下請代金の額を不当に低くしてはならない。

⑥物品を強制的に買わせてはならない。

⑦購入させた原材料の代金を、下請代金の支払い日より早く支払わせてはならない。

⑧割引困難な手形を交付してはならない。

⑨親事業者の"違反"を外部に知らせてことを理由に、不利益な扱いをしてはならない。

◇　◇

十一月は「下請取引適正化推進月間」です。

親事業者との取引で不公正な扱いを受けている場合は、中小企業庁計画部下請企業課（〒100東京都千代田区霞が関一―三―一　電話03―501―1669）または最寄りの通商産業局中小企業課までご連絡ください。

秋季全国火災予防運動 11/26～12/2「あなたです！火事を出すのも防ぐのも」

わたしたちの

# こくほ

## 保険税

保険税を納めていただかないと国民健康保険の制度は崩れてしまいます。

保険税の納税義務者は、本人が国保の加入者であるなしにかかわらず、世帯主が納税義務者となります。

**被保険者になった月から**

保険税は、被保険者となったその月から納めなければなりません。被保険者になった月というのは市役所や役場で被保険者の届けをしてその資格を得たときではなく職場の健康保険をやめたとき、あるいは他の市町村から転入してその居住地に住みはじめたときをいいます。

届出がおくれると、この被保険者となったときまでさかのぼって保険税を納めなければならないことになります。

**保険税のきめ方**

保険税は、各世帯の前の年の所得や家族の人数などを基礎にして課税されます。

**保険税のお知らせ**

その年の保険税の額はきまり次第、納税通知書でお知らせします。

年度の途中で職場の健康保険にはいったり、やめたりしたときはそのつど世帯主の届出によって保険税を計算しなおしてお知らせします。

**納税義務者は世帯主**

国民健康保険という制度を維持していくためには、みなさんに納めていただく保険税がその基本になります。

# 公民館だより

**多彩な文化祭行事**

今年の文化祭は十一月一日の菊花展を皮切りに多彩な催しが繰り広げられるので村民一般の参加を心から期待する。(チラシを配る)

**菊花展**　一日～三日まで

**囲碁将棋大会**　九日㈰

**オリエンテーリング**　九日

**総合展示会**　二十二日～二十四日まで　中央公民館

・絵画展・書道展・生花展写真展・盆栽展・手芸展・老人作品展・企業紹介展

**リサイクルバザー**

二十二日～二十四日まで

**演芸発表会**　二十三日午前十一時から泉一小体育館で民謡・歌謡・舞踊等の芸能発表が行われる。

**ふるさとの味試食会**

二十二日午後二時から中央公民館調理室

作品の展示と味をみる会どなたも気軽に賞味できる。

**音楽とダンスのつどい**

二十四日午後五時から中央公民館、生バンドの伴奏でディスコを楽しむ若者たちのつどい。

**野点**(のだて)二十四日午前十時から、新鮮なお茶をサービスする。

**文芸のつどい**

三十日午前十時から　会場は東地区集会場

川柳・俳句・短歌などの作品を発表し合って楽しむ

作品は当日投稿、川柳の課題は「柿」「なみだ」「びっくり」各二句。俳句と短歌は雑詠　各二を当日十一時までに投稿する。会費　五〇〇円(昼食代)当日受付で納入。

以上のような催しに奮って参加してください。

## 関和久遺跡発掘始まる

関和久遺跡の第九次発掘調査は県教育委員会文化課の手で去る十月二十一日から着手された。

今年度は主として字中宿の畑地(地権者緑川米吉氏他三名)を発掘して調査を進め十二月五日まで続ける予定である。

なお現地説明会は十一月二十九日(土)午後一時から行う予定である。

**関和久親子文庫からのお知らせ**

図書が新らしく入れ替えになりました。二才から高校生向けで百種の本が二冊ずつあります。親子で利用し子供のころに読書の習慣をつけてあげましょう。

泉崎村集会場で毎週土曜日午後二時から四時まで開館しています。会員登録制ですので入会希望者は遠藤文子(関平農協)又は中央公民館まで申し込んで下さい。

## 第三回村民ゴルフ大会

去る十月二十六日㈰第三回村民ゴルフ大会が新白河GCで行なわれた。

成績は次の通り

優勝　室　義雄

準優勝　小貫　庄八

第一位　成沢　俊雄

第二位　円谷　泰憲

第三位　久保木正大

# 学園だより

**◉泉崎幼稚園**

十月二十二日　幼稚園県南ブロック研究協議会に於て本園は研究発表を行いました。

《研究テーマ》

年少　社会性を身につけさせるための環境構成について

年長　友達関係を広めるための環境構成について

十月二十八日　保育参観日

家庭教育学習は

幼児の発育と発達のひずみの中で、環境から起る二次的障害を防ぐ、家庭のあり方について

十一月十四日　NHK七時二十五分のローカル番組に幼稚園が出ます見てください。

**◉泉崎第一小学校**

1日㈯　愛校の日、安全点検

11日㈫　授業を行わない日

西白小教研、秋の研究協議会のため全職員が研修会に参加します。

13日㈭　学習発表会　午前九時より本校屋内体育館において。主として音楽劇を中心とした各学級の発表会が行われます。ご父兄の多数の観覧を希望します。

**◉泉崎第二小学校**

十月16日㈭　学校水田の八アールの稲刈りを五、六年生が手刈りして貴重な農業体験をした。

十月23日㈭　学校畑に作った「さつまいも」を自分たちで掘って一二〇キログラムを収穫した。

十月26日㈰　安積第三小学校PTA会員四十余名が学校の環境整備の状況などを視察して行かれた。

11月1日㈯　親子いも煮会

16日㈰　緑の少年団の奉仕作業ー鳥峠の清掃

19日㈭　校内マラソン大会

26日㈭　学校収穫祭　父母の協力で餅つき

**◉泉崎中学校**

**県中学校駅伝競走で優勝**

去る十月二十八日に行われた福島県中学校駅伝競走に於いて参加校二十八校の選手を相手に断然たる強味を見せて優勝した。

学校の順位は次の通り

一位泉崎中一時間四九分二九秒、二位新殿中一・四九・三三、三位小名浜中一・四九・三四、四位東北中、五位矢吹中(以下略)

なおこの駅伝の走者は次の八名である。

1、小島彰(3)2、木村俊彦(3)3、鈴木善則(2)4、佐川雄一(3)5、片野栄(3)区間賞6、木村宏(3)7、武田栄一(3)8、中野日哲郎(3)

**中学校文化祭**

十一月二日　校内文化祭を生徒達の自主的学習の発表を中心に行う。

# 〈郷土編纂室資料だより〉

**陣ケ平の戦**

前九年(一〇五一永承六年)の役の時泉崎字陣ケ平一円には阿倍の軍が陣を敷いておった。陣ケ平は安倍の武将が舘を構え、南より来る者を見張る重要なところであった。

源義家は、父頼義に随って軍勢を率いて東征の旅に出た。安倍氏の勢力範囲の宇都宮あたりでは、さしたる抵抗もなかったが阿武隈川まで来ると安倍軍の強い反撃を受けるようになり、処々で激戦が展開された。

陣ケ平の安倍の出城を叩かねば進撃することが出来ないとみた義家は、カラメに陣を張り陣ケ平を攻めた。大村の裏山を攻め落とし、その山の崖を利用し、崖の上より米を落として、滝とみせかけて安倍軍を迷わせた。

安倍軍は泉崎の四斗蒔や八斗蒔で前線の食料をまかなうため、ここで米を炊いて前線に届け士気を鼓舞した。

義家は正面に、揺動作戦をとり秘そかに山寺より峠の北側を廻って、はさみ撃ちの態勢をとったために陣ケ平も遂に陥落したといわれている。今なお陣ケ平には当時の舘跡や土器が残されている。

文化財審議員　遠藤輝之助

# 税務署だより

## 税を知る週間

A「十一月十一日から交通安全週間だって？」

B「防火週間じゃないの」

税務署「いいえ、十一月十一日から十七日までは、「税を知る週間」です。税金の仕組みや使い道などを国民の皆さんに正しく知ってもらうために、税務相談や座談会などいろいろな行事が全国一斉に行われます。」

## 所得税第二期分の納期は、十二月一日です。

「国民年金は、年払いで済ませています」

「テレビの代金は、月賦にしています」

「所得税は、七月、十一月、に予定納税をしています」（ある納税者より）

今年の所得税予定納税第二期分は十二月一日が期限です。お忘れなく！

## 年末調整

「今年も税金だいぶ納めたな。来年こそは、結婚しようーと」

「うちは、秋に子供が生まれたから思いのほか少なかったよ」

―年末調整が終ったオフィスでの会話―

年末調整は、サラリーマンにとって確定申告に代る大切な手続です。

# おいわい　おめでた　おくやみ

□結婚おめでとうございます。

新郎・新婦　住所
穂積　禎則　関和久字上町
　とし子　百二番地

□出産おめでとうございます。

お子様名　父名
泉崎字高屋十七番地
中畑　純　満
泉崎字舘百十五番地
大野祐二　光貞
泉崎字離山三十六番地
佐藤成晃　辰幸
泉崎字愛宕山四十七番地
阿部真里子　信一

■謹しんでお悔み申し上げます。

太田川字居平十二番地
石射ミサ　八十六歳
関和久字瀬知房二十八番地
佐川外之太郎　七十六歳
踏瀬字二ツ屋前二十三番地
小林忠三　八十一歳
関和久字後山四十二番地一
穂積サカヱ　六十五歳
関和久字上町百二番地
穂積隆哉　八十四歳
関和久字上町八十一番地
大塚千代美　七十八歳

## 年賀状のご準備は　お早めに!!

ことしも年賀状を準備する時期になりました。

お世話になった方や友人知人などへ、ぜひ年賀状を出しましょう。

年末も押し迫ると何かと忙しくなりますので、お早目に年賀はがきをお買い求めいただき、十二月十五日の引受開始日には差し出せるように準備をはじめましょう。

なお、次の点に十分ご留意下さい。

一、暑中見舞状、転勤、転居のあいさつ状、新住居表示実施の通知状などによって、住所録を整理しましょう。

なお、住所はアパート名、棟番号、室番号、「○○様方」または「○○ビル」などの肩書きまで詳しくまた住所に郵便番号が記載されていない場合は、郵便番号簿で確かめておきましょう。

二、年賀状を印刷したり、版画にしたりする方は、より早めに準備しましょう。その際、差出人の住所や郵便番号を忘れないようにしましょう。

三、年賀状の準備と併せて郵便受箱や表札についても完備しましょう。

郵便受箱は雪や雨から大切な郵便物を守ります表札や受箱には、家族全員のお名前をお書きください。

尚、郵便受箱、表札は郵便局であっせんしております。

（泉崎郵便局）

年賀状の差し出し準備を